

平成 24 年 3 月 18 日

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

日本タバコフリー学会 代表理事 藺 潤

「がん対策推進基本計画（変更案）」に関する意見

日本タバコフリー学会は、「人々の基本的権利である生存や健康を脅かすタバコのない（タバコフリー）社会の実現を目的とする」ために活動している団体です。本学会は「国民の死亡原因のトップであり、国民の二人に一人が罹患し、三人に一人が早世する原因となっている癌」に対する、この度の根本的な対策推進基本計画（変更案）を立てられたことに対し、敬意を表します。

タバコは、前立腺癌・子宮体癌以外の殆ど全ての癌の最大の関連物質として科学的根拠が明らかであり、第 4 章の 4 で癌の予防策として喫煙（受動喫煙を含む）対策の重要性を、具体的に数値目標を示されたことは、大いに評価しますが、以下の点に付き、推進計画の予防策をより強化されるよう要望します。

1) タバコの規制に関する世界保健機関枠組み条約 (FCTC) の批准国として、FCTC の誠実な履行のために可及的早期に「タバコ規制法」又は「受動喫煙禁止法」を制定してください。そのためにも屋内の分煙を許容するのではなく、完全禁煙を強く推進してください。

2) 厚生労働省研究班による受動喫煙死者年間 6800 人との推計は、心筋梗塞と肺癌死のみを取り上げています。受動喫煙による肺癌以外の癌の死亡を含み、実際の犠牲者数を反映した統計を、可及的早期に出してください。

3) 個別目標は、「10 年後の平成 34 (2022) 年までに、成人喫煙率を 12%」ではなく、「10 年後の平成 34 (2022) 年までに、成人喫煙率を先進国並みの 5%」としてください。受動喫煙については、飲食店も従業員にとっては職場であること等を考慮し、FCTC が求めるタバコ規制の国内法制定の期限 (2010 年 2 月) を過ぎている今、可及的速やかに、「受動喫煙禁止法」を制定し、屋内（自家用車等の交通機関内を含む）での完全禁煙を、例外なき罰則付きで義務化してください。

以上